

# 「坂戸市食を通じた健康づくり応援店」になるための手続き

## 1 健康づくり応援店になりたい（事前調査申込書を提出）

- ①食を通じた健康づくり応援店事前調査申込書に必要事項を記入し、市民生活課へ提出します。



## 2 健康メニューの開発支援や栄養価計算を行います

- ①市職員・栄養士が訪問調査を行います。お店の人気メニューやおすすめメニューなどを見せていただきます。
- ②必要に応じて栄養士が専門的見地からノウハウの提供や、栄養価計算などを行い、健康メニュー（食品）の提案をいたします。（既存のメニューを活用することもあります。）



## 3 健康づくり応援店の申請（本申請）

- ①申請する健康メニュー（食品）を決めて、健康づくり応援店認定申請書に必要事項を記入し、メニューの写真データを添えて市民生活課へ提出します。



## 4 健康づくり応援店の認定

- ①有識者で構成された健康づくり応援店認定検討委員会にて申請内容を検討し、市長が認定します。
- ②認定された店舗には、健康づくり応援店の決定通知書等をお送りします。



## 5 健康づくり応援店としてPRできます

- ①健康に配慮したお店としてPRができます。市は認定されたお店のメニュー等を「げんき満開メニュー（食品）」として広くPRし、応援店の要請に応じて相談にのります。
- ②市民に身近な情報発信基地として、健康づくり応援店から市の健康情報などを発信していただきます。坂戸市の健康づくりサポーター応援し隊としても自動的に登録されます。

**坂戸市立市民健康センター 健康政策係**

**TEL 284-1621**

**FAX 284-3939**

**申請・認定にかかる費用は無料です！**

**応援店になるまでに概ね3ヶ月程度の期間がかかります。**